

**岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議  
第1回会議 次第**

日 時 令和2年9月1日(火)  
15:00～17:00  
場 所 県立図書館2階多目的ホール

1 開 会

2 会長・副会長の選出

3 議 事

(1) 岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議への諮問について  
【資料1, 2, 3】

(2) 第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称）の骨子案について  
【資料4, 5】

(3) 第3次岡山県教育振興基本計画（仮称）の骨子案について  
【資料6, 7】

4 そ の 他

5 閉 会

## 岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員

【任期:令和2年7月6日～令和4年7月5日】

番号	氏名	役職名	選出分野
1	井 辻 美 緒	(一社) やかげ小中高子ども連合代表理事	社会教育関係者
2	井 上 和 也	岡山県社会教育委員連絡協議会理事	社会教育関係者
3	大 久 保 陽 平	倉敷木材(株)代表取締役社長	学識経験者
4	小 田 幸 伸	高梁市教育委員会教育長	学識経験者
5	小 原 小 百 合	玉野市立日比小学校長	学校教育関係者
6	神 田 敏 和	岡山県PTA連合会会長	社会教育関係者
7	中 山 芳 一	岡山大学全学教育・学生支援機構准教授	学識経験者
8	延 江 典 子	岡山県青年団協議会事務局次長	社会教育関係者
9	波 多 洋 治	岡山県議会議長	学識経験者
10	平 井 美 佳	(株)山陽新聞社論説委員	学識経験者
11	福 本 ま ゆ み	岡山県立総社南高等学校長	学校教育関係者
12	藤 井 弥 生	NPO法人輝くママ支援ネットワークぱらママ代表理事	家庭教育関係者
13	村 上 岳	岡山県都市図書館協会副会長 (瀬戸内市民図書館長)	社会教育関係者
14	村 木 生 久	岡山県公民館連合会会長	社会教育関係者
15	八 木 香 織	久米南町地域おこし協力隊	社会教育関係者

# 岡山県生涯学習審議会委員及び岡山県社会教育委員 第一回会議 出席者名簿

番号	氏 名	役 職 名
1	井 辻 美 緒	(一社) やかげ小中高子ども連合代表理事
2	井 上 和 也	岡山県社会教育委員連絡協議会理事
3	大 久 保 陽 平	倉敷木材(株)代表取締役社長
4	小 田 幸 伸	高梁市教育委員会教育長
5	小 原 小 百 合	玉野市立日比小学校長
6	神 田 敏 和	岡山県PTA連合会会長
7	中 山 芳 一	岡山大学全学教育・学生支援機構准教授
8	平 井 美 佳	(株)山陽新聞社論説委員
9	福 本 ま ゆ み	岡山県立総社南高等学校長
10	藤 井 弥 生	NPO法人輝くママ支援ネットワークぱらママ代表理事
11	村 木 生 久	岡山県公民館連合会会長
12	八 木 香 織	久米南町地域おこし協力隊

欠席3名 (50音順)

## 事務局出席者

1	鍵 本 芳 明	教育長
2	高 見 英 樹	教育次長
3	栗 原 宏 之	生涯学習課長
4	東 川 絵 葉	生涯学習課副課長
5	松 本 綾 子	生涯学習課企画推進班長
6	木 科 孝 夫	生涯学習課社会教育班長
7	山 下 佳 則	生涯学習課主幹
8	黒 瀬 学	生涯学習課社会教育主事 (主幹)
9	石 川 雄 大	生涯学習課指導主事 (主任)

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議  
第1回会議配席表

R2.9.1(火) 15:00~17:00

岡山県立図書館多目的ホール

報道

傍聴

--	--	--	--

小田委員 大久保委員 井上委員

小原委員					井辻委員
神田委員					八木委員
中山委員					村木委員
延江委員					藤井委員
平井委員					福本委員
	東川副課長	高見次長	鍵本教育長	栗原課長	

--	--	--

木科

松本

社会教育班長

企画推進班長

--	--	--

黒瀬

山下

石川

社会教育主事(主幹)

主幹

指導主事(主任)

--	--	--	--



岡山県生涯学習審議会及び  
岡山県社会教育委員の会議会長 殿

岡山県教育委員会

子どもたちの夢を育む生涯学習の推進方策について（諮問）

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成 2 年法律第 71 号）第 10 条第 2 項及び社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

子どもたちの夢を育む生涯学習の推進方策について

2 諮問理由

人口減少、人生 100 年時代、Society5.0、グローバル化といった社会の変化を見据え、社会や人生、生活をより豊かなものにする事や、複雑化・多様化した社会の課題解決のために、主体的な学びや多様な人々との協働が求められています。

子どもたちが、これからの時代を乗り越え、新たな価値を創造していくためには、意欲を高めることにより、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性等の涵養<sup>かん</sup>といった資質・能力を身に付ける必要があります。

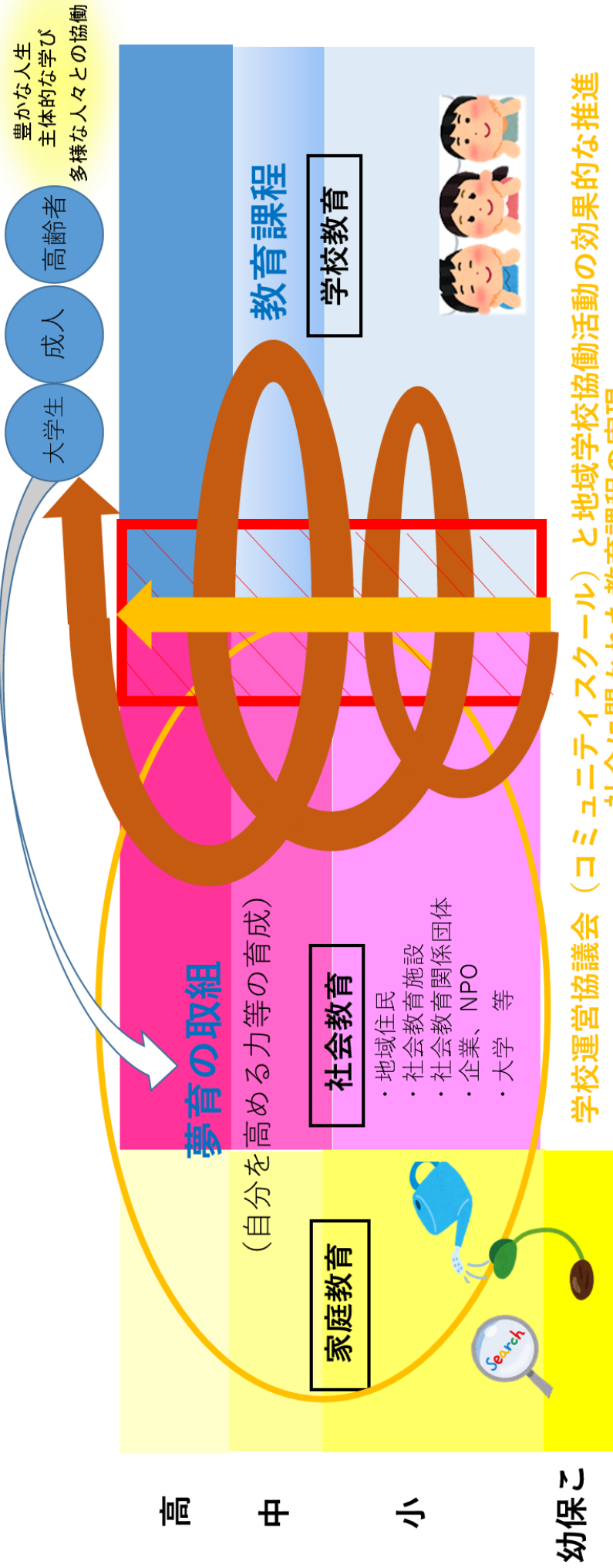
県教育委員会では、「知育」・「徳育」・「体育」をバランスよく促進し、心豊かに、たくましく、未来を切り拓くことができる人材を育成するため、これまで様々な学びを通じて、必要な資質や能力を養ってきました。子どもたちがこうした学びを更に進めようとする意欲をもつためには、学びの原動力である夢や目標を育むことが大切です。

しかしながら、平成 31 年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果によれば、現在、「夢や目標がある」と答えた本県の児童生徒の割合は、小学校 6 年生で 66%、中学校 3 年生で 44%に留まっています。そのため、夢をもち育みながら、その実現のための道筋や方法について考え、更には夢や目標に向かって挑戦する教育である「夢育」について、学校教育のみならず、就学前から、社会教育、家庭教育など様々な学びの機会を通じて推進していきたいと考えています。

ついては、子どもたちの夢を育む生涯学習の推進方策について、任期の間、次の視点を踏まえ、調査審議いただきますようお願いいたします。

## 資料 1

- 学校と地域(家庭、社会教育施設、社会教育団体、企業等)が連携・協働して行う取組として、就学前から、子どもたちの意欲や主体性等自分を高める力を育むためには、どのような取組が有用と考えられるか。
- その際、新学習指導要領の基本的な理念である「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域住民の参画による学校運営協議会(コミュニティ・スクール)や地域学校協働活動の効果的な推進が求められる中、学校側からの視点も含めて、県内各地域の実情に沿う体制づくり、運営方法は、どのようなものが効果的であるか。
- 子どもたちに豊かな学びを提供する地域ぐるみの活動を、保護者や地域の大人の学びにどのように生かすことができるか。



## 学びを進める基盤として育みたい資質能力

自分を高める力※

意欲、向上心、自信

自分と向き合う力※

自制心、忍耐力

他者とつながる力※

協調性、社交性、  
コミュニケーション力

地域とつながる力

郷土への誇り、参画・貢献する  
態度、創造性

※出典：「先生、いまこそ非認知能力です！生徒たちの未来のために」カンコーマナがネットワーク(株)

## 調査審議の進め方について（案）

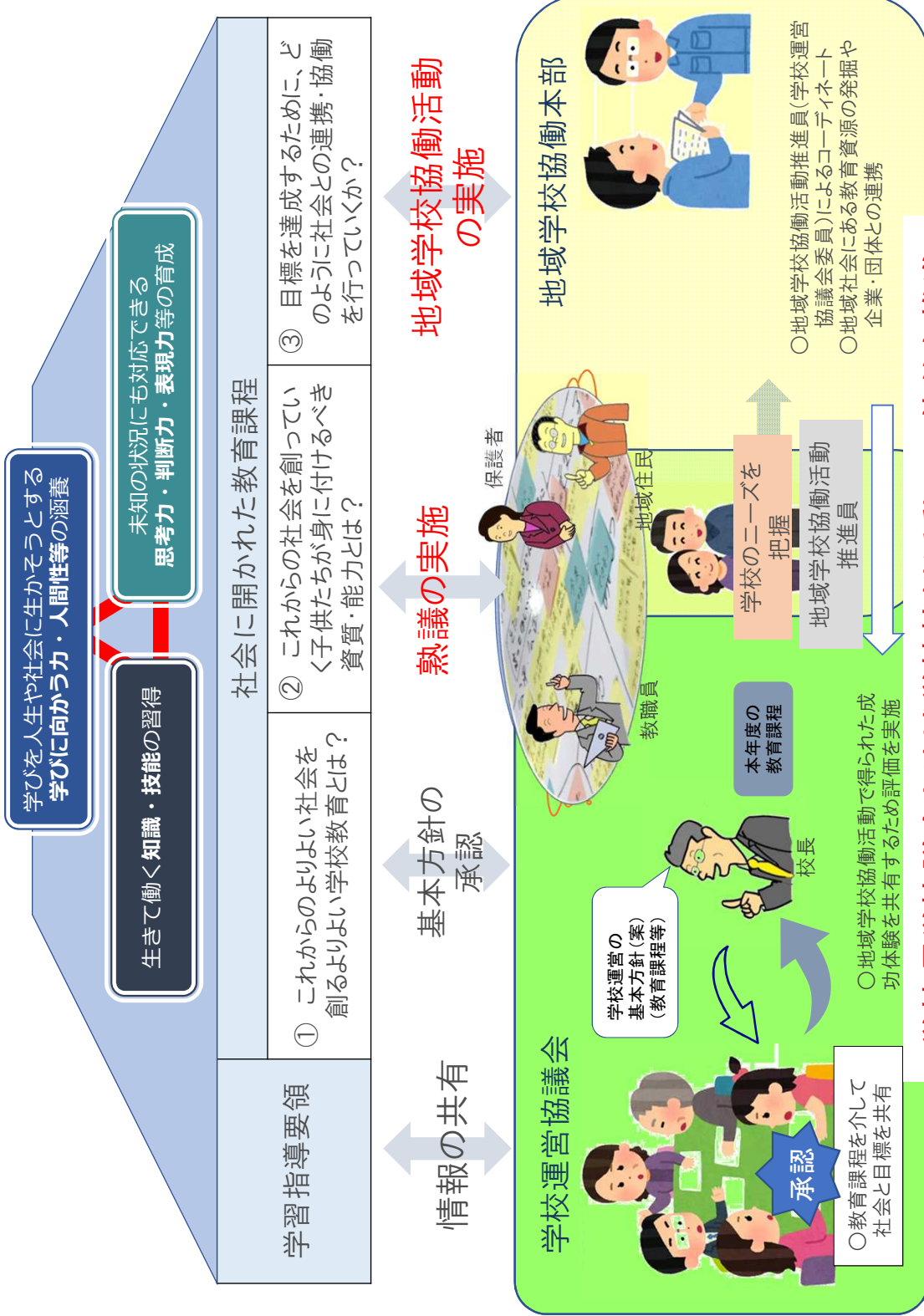
- 調査の方向性について全体会で検討し、専門的な事項については部会（以下「専門部会」という。）を開催し、そこで検討、審議する。
- 専門部会での検討、審議結果を全体会で共有し、そこでさらに審議を深める。
- 専門部会は会長が指名する委員で構成する。

## 今後の予定（案）

審議会	時期	内容
第 1 回会議 （全体会）	令和 2 年 9 月 1 日	(1) 諮問について (2) 第 3 次晴れの国岡山生き活き プラン（仮称）骨子案について (3) 第 3 次教育振興基本計画（仮 称）骨子案について
▼ 第 1 回専門部会	令和 2 年 1 0 月	・ 調査内容の検討 ・ 調査の進め方 1
▼ 第 2 回専門部会	令和 2 年 1 2 月	・ 調査の進め方 2
▼ 第 3 回専門部会	令和 3 年 2 月	・ 調査の進め方 3
第 2 回会議 （全体会）	令和 3 年 3 月	・ 調査経過報告、審議
令和 3 年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体会・専門部会で調査審議する。</li> <li>・ 令和 3 年 7 月頃 調査審議内容の中間とりまとめ</li> <li>・ 令和 4 年 3 月頃 答申（案）作成</li> </ul>		



# 「社会に開かれた教育課程」の実現と「地域と学校の連携・協働」



**学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進**

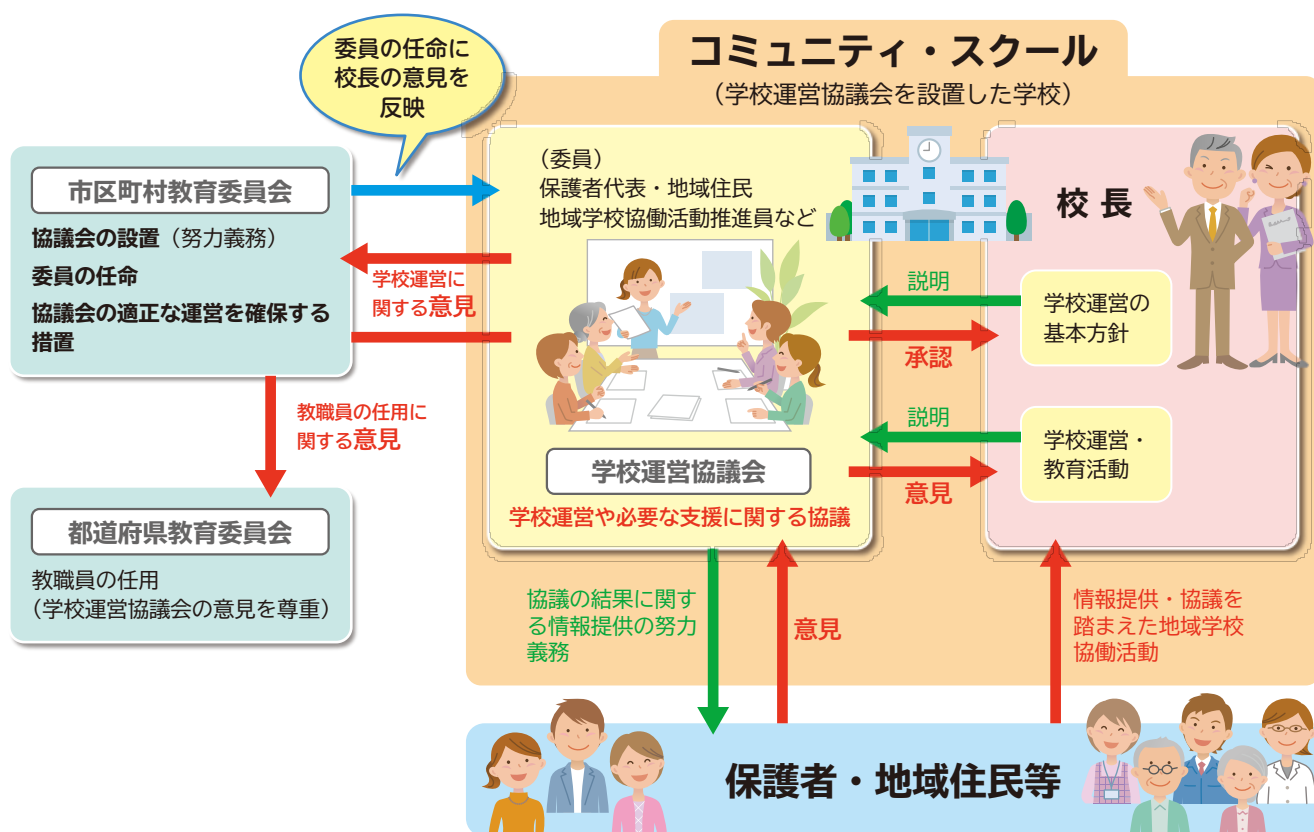
# コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

## コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) の仕組み



## 学校運営協議会の主な3つの役割 (地教行法第47条の6) ※令和2年4月～:第47条の5

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 2 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 3 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

～より詳しくコミュニティ・スクールについて知りたい方へ～

### 「学校運営協議会」設置の手引き (令和元年 改訂版)

主に自治体や学校の関係者を対象に、コミュニティ・スクールについてより詳しく解説しています。これからコミュニティ・スクールの導入を検討される場合には、是非ご活用ください。

※パンフレットは「学校と地域でつくる学びの未来」のHPよりご覧いただけます。

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>

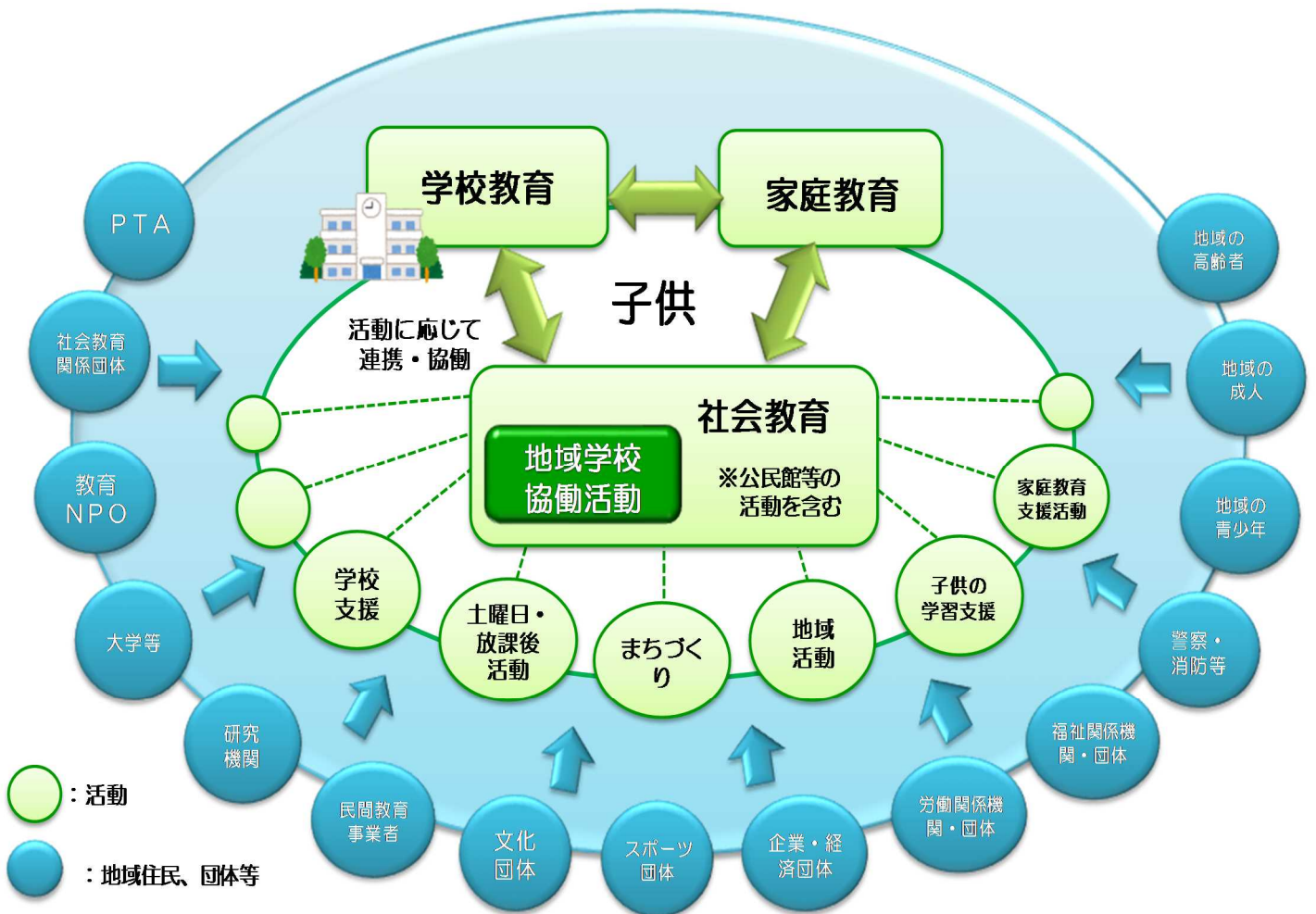


# 地域学校協働活動 —地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える—

地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

## 地域学校協働活動の概念図

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成。



- 次代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となります。

地域学校協働活動は、平成 29 年 3 月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられました。

改正後の社会教育法において、教育委員会は地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動などの措置を講じることとされています。

また、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者について、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱できることとする規定が設けられました。

# 第3次晴れの国おかやま生き生きプラン(仮称)

## 骨 子 案

令和2(2020)年7月

岡 山 県

## 目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 県政の基本目標	
2 プランの性格等	
3 プラン推進の基本姿勢	
第2章 長期構想（岡山の将来像）	2
1 2040年頃を見据えた変化と課題	
2 岡山の個性と優位性	
3 2040年頃の目指すべき岡山の姿	
4 地域別構想	
第3章 行動計画	4
<b>重点戦略Ⅰ 教育県岡山の復活</b>	5
1 学ぶ力育成プログラム	
2 徳育・体育推進プログラム	
3 グローバル人材育成プログラム	
<b>重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興</b>	7
1 企業誘致・投資促進プログラム	
2 企業の「稼ぐ力」強化プログラム	
3 観光振興プログラム	
4 儲かる農林水産業加速化プログラム	
5 働く人応援プログラム	
<b>重点戦略Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造</b>	10
1 保健・医療・福祉充実プログラム	
2 結婚・妊娠・出産応援プログラム	
3 子育て支援充実プログラム	
4 防災対策強化プログラム	
5 暮らしの安全推進プログラム	
6 持続可能な中山間地域等形成プログラム	
7 快適な環境保全プログラム	
8 生きがい・元気づくり支援プログラム	
9 情報発信力強化プログラム	

## 第 1 章 基本的な考え方

### 1 県政の基本目標

すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を、引き続き県政の基本目標とします。

### 2 プランの性格等

県政の最上位に位置付けられる総合的な計画とし、将来の目指すべき岡山の姿を描く長期構想と、その実現に向けた行動計画という 2 つの性格を併せ持つものとします。

#### (1) 長期構想

岡山の将来像について、高齢者人口がピークを迎え、その後はすべての世代で人口減少が見込まれる 2040 年頃を展望します。

#### (2) 行動計画

- <重点戦略> I 教育県岡山の復活  
II 地域を支える産業の振興  
III 安心して豊かさが実感できる地域の創造

<計画期間> 令和 3 (2021) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 4 年間

### 3 プラン推進の基本姿勢

プランの推進に当たっては、「顧客重視」、「コスト意識」、「スピード感」の 3 つの視点を持ち、さまざまな主体との連携・協働を基調に施策を展開するとともに、施策の成果を検証し、見直しと改善を加え、効率的、効果的な県政運営を行います。

#### (1) 顧客重視の視点に立った県政の推進

県民ニーズ等の把握、県政情報の積極的な提供、行政手続のオンライン化等

#### (2) さまざまな主体との連携・協働

市町村との連携強化、ボランティア・NPO 等との連携・協働等

#### (3) 時代の要請に応える政策推進

部局横断型の政策決定、職員の育成、コスト意識の徹底、SDGs 等

#### (4) PDCA サイクルの実施

行政評価の実施、施策の見直し等

## 第2章 長期構想（岡山の将来像）

### 1 2040年頃を見据えた変化と課題

岡山に到来する新たな時代の変化を前向きに受け止め、「生き生き岡山」の実現を図るため、県民と共有する課題について整理します。

- (1) 本格的な人口減少社会・長寿社会の到来  
将来の人口推計、人生100年時代、中山間地域や離島を取り巻く状況
- (2) 世界的な潮流  
Society5.0の到来、グローバル化の進展、ポストコロナの展望
- (3) 「教育県岡山の復活」を取り巻く変化と課題  
年少人口減少の影響、Society5.0やグローバル社会で求められる人材等
- (4) 「地域を支える産業の振興」を取り巻く変化と課題  
生産年齢人口減少の影響、飛躍的な技術革新、国際競争の環境変化等
- (5) 「安心して豊かさが実感できる地域の創造」を取り巻く変化と課題  
人口減少・高齢者人口増加の影響、感染症問題、風水害の頻発化、ライフコースや価値観の多様化等

### 2 岡山の個性と優位性

本県のさらなる発展を図るため、岡山の個性やこれまで築き上げてきた優位性（拠点性、気候、自然環境、地震災害、教育環境、産業集積、観光資源、農林水産物、医療環境、福祉、文化・スポーツ）について整理します。

### 3 2040年頃の目指すべき岡山の姿

本県の人口ビジョンを見据えながら、概ね20年後である2040年頃の目指すべき岡山の姿を、3つの重点戦略ごとに描きます。

- (1) 「教育県岡山の復活」の先にある将来像  
未来社会を生きる資質・能力の習得、安心して学ぶことができる環境等
- (2) 「地域を支える産業の振興」の先にある将来像  
成長分野への投資、海外の成長の取込み、多様な人材の活躍等
- (3) 「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の先にある将来像  
質の高い医療・福祉サービスの享受、第2子以上を持ちやすい環境、災害に強い岡山、地域の生活サービス機能の確保等

## 4 地域別構想

備前・備中・美作地域ごとに、地域の将来の姿を描くとともに、その実現に向けた政策展開の方向性を示します。

### <備前地域>

#### ○将来の姿

活力あふれ、明るく笑顔で暮らせる備前地域

#### ○政策展開の方向性

- ・備前地域を売り込む産業の振興

備前焼等の地域製品の知名度向上、桃、ぶどう、いちごなどのブランド化等

- ・安心して豊かさが実感できる備前地域の創造

河川改修・高潮対策等の推進、地域ぐるみの子育て支援等

### <備中地域>

#### ○将来の姿

夢と元気にあふれ、安全・安心して暮らしやすい備中地域

#### ○政策展開の方向性

- ・備中地域ならではの産業モデルの構築

水島コンビナート等の拠点性向上、周遊・滞在型観光の促進等

- ・備中地域ならではの地域モデルの構築

災害時の「共助」体制整備、連携と交流による中山間地域や離島の振興等

### <美作地域>

#### ○将来の姿

魅力と活力にあふれ、安心して生き活きと暮らせる美作地域

#### ○政策展開の方向性

- ・美作地域の資源を生かした産業の振興

農林業・地域産業の振興、自然体験など滞在型広域観光の推進等

- ・人々が支え合い生き活きと暮らせる「美作国」

医療・介護提供体制の整備、自立的な地域づくりの促進、基盤整備等



## 第3章 行動計画

3つの重点戦略の下に、17の戦略プログラムを掲げ、関連する指標と施策を配置します。

各戦略プログラムには、令和6(2024)年度までの計画期間中に達成しようとする目標値として「生き生き指標」を設定します。

### 【行動計画の構成】

#### 重点戦略Ⅰ 教育県岡山の復活

- 1 学ぶ力育成プログラム
- 2 徳育・体育推進プログラム
- 3 グローバル人材育成プログラム

#### 重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興

- 1 企業誘致・投資促進プログラム
- 2 企業の「稼ぐ力」強化プログラム
- 3 観光振興プログラム
- 4 儲かる農林水産業加速化プログラム
- 5 働く人応援プログラム

#### 重点戦略Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造

- 1 保健・医療・福祉充実プログラム
- 2 結婚・妊娠・出産応援プログラム
- 3 子育て支援充実プログラム
- 4 防災対策強化プログラム
- 5 暮らしの安全推進プログラム
- 6 持続可能な中山間地域等形成プログラム
- 7 快適な環境保全プログラム
- 8 生きがい・元気づくり支援プログラム
- 9 情報発信力強化プログラム

## 重点戦略Ⅰ 教育県岡山の復活

### 1 学ぶ力育成プログラム

年少人口の減少による学校の小規模化が想定される中、子どもたちが、将来、主体的に学び、社会課題の解決につながる新たな価値や行動を生み出すことができるよう、夢や目標を持つことで学びに向かう意欲を高め、自らの可能性に挑戦するために必要となる学力を確実に育成することが必要です。

#### 主な生き生き指標例

- 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合
- 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差【新】
- インターンシップや企業訪問等を体験した高校生の割合【新】
- 授業以外で平日に1時間以上学習する児童生徒の割合

#### 主な施策例

- キャリア教育の推進
- 子どもたちの学力が伸びる仕組みづくり
- 教師の教える技術の向上

### 2 徳育・体育推進プログラム

不登校児童生徒をはじめ、すべての子どもたちが安心して学校に通うことのできる環境を整え、子どもの学習を保障する必要があります。また、子どもたちが、将来、社会の一員として活躍できるよう、若年期から精神面、身体面の充実を図ることが必要です。

#### 主な生き生き指標例

- 小・中・高等学校における不登校の出現割合（児童生徒1千人当たり）の全国平均との差【新】
- 「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合
- スマートフォン等の利用に関して「家庭のルールがある」と回答した児童生徒の割合【新】
- 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合【新】
- 「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合【新】

#### 主な施策例

- 不登校等を生まない学校づくりの推進
- 道徳教育を核とした規範意識の確立
- スマホ・ネット対策の推進
- より良い社会づくりに参画する人材の育成
- 子どもたちの体力の向上【新】

### 3 グローバル人材育成プログラム

日本人としてのアイデンティティを持ち、豊かな語学力・コミュニケーション能力や、異文化を理解する精神等を有するとともに、膨大な情報から、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値や行動を生み出すことのできる人材を育成することが必要です。

#### 主な生き活き指標例

- 県内大学及び高校等（公・私含む）からの海外留学者数【新】
- 全国規模の理数・情報・政策提案等のコンテストへの県立高校生の参加者数【新】

#### 主な施策例

- 国際的に活躍できる人材の育成
- Society5.0に向けた人材の育成【新】

## 重点戦略Ⅱ 地域を支える産業の振興

### 1 企業誘致・投資促進プログラム

県内の生産・雇用への誘発効果が期待できる企業を幅広く誘致するとともに、企業の投資を一層促進するため、企業が立地する際に必要な人材確保の支援等ニーズに応じたきめ細かい支援や、企業から引き合いが多い県南内陸部やインターチェンジ周辺での産業用地の確保を進める必要があります。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や、これに起因する生産拠点の国内回帰や地方への企業分散の動向も注視する必要があります。

#### 主な生き生き指標例

- 新規立地企業等の投資額【新】
- 新規立地企業等の雇用創出数
- 水島工業地帯における投資額【新】
- 主要渋滞箇所数

#### 主な施策例

- 戦略的誘致施策の推進
- 県内への国内拠点設置の促進
- 水島コンビナートの国際競争力強化
- 交通基盤整備

### 2 企業の「稼ぐ力」強化プログラム

生産年齢人口の減少や国内市場の縮小が想定される中、中小企業・小規模事業者には、人手不足に対応できる生産性の向上や、市場の変化に応じた積極的な販路開拓、I o T・A Iをはじめとする技術革新やE Vシフトなどへの適切な支援が必要です。また、廃業等により地域に必要とされる企業や優れた技術が失われないよう取り組む必要があります。

#### 主な生き生き指標例

- 経営革新に取り組む中小企業・小規模事業者数
- 従業員1人当たり売上高【新】
- 企業と大学との共同研究センターにおけるマッチング支援件数【新】
- あっせん・サポート等による取引成立件数【新】
- 県融資制度に占める創業者の融資割合【新】
- 工学系学生の県内就職率【新】

#### 主な施策例

- 企業の持続的な成長・発展支援
- Society5.0の時代に対応するイノベーションの推進【新】
- 地域特性を生かしたマーケティング戦略の展開【新】
- 地域に活力をもたらす新ビジネスの創出支援
- 企業を支える産業人材の育成・確保

### 3 観光振興プログラム

新型コロナウイルス感染症収束後の観光消費額やインバウンドの拡大に向けた速やかな対応が求められています。本県への誘客とさらなる観光消費の拡大を図るため、認知度をより一層向上させるとともに、観光客の滞在時間の延長につながる取組を進める必要があります。

#### 主な生き生き指標例

- 観光消費額
- 観光入込客数
- 外国人延べ宿泊者数【新】
- 岡山桃太郎空港の国際線利用者数

#### 主な施策例

- 滞在型観光の推進
- 多様な主体と連携した魅力発信
- 国・地域の特性を踏まえたインバウンド戦略の展開と航空ネットワークの拡充

### 4 儲かる農林水産業加速化プログラム

人口減少による国内市場の縮小が懸念される中、本県の有する優れた人材や高い技術力、恵まれた自然環境などの優位性を最大限生かしながら、農林漁業者が自立した経営を通じて所得増大を図り、農林水産業を将来にわたり成長し続ける、魅力ある産業とすることが必要です。

#### 主な生き生き指標例

- 農林水産業産出額
- 県産農産物の首都圏販売金額及び輸出金額【新】
- 桃、ぶどうの栽培面積【新】
- 新規認定農業者数【新】

#### 主な施策例

- マーケティングの強化とブランディングの推進
- 海外でのブランド確立による輸出拡大
- 桃、ぶどうの供給力の強化【新】
- 次代を担う力強い担い手の確保・育成
- 生産性の高い農業の推進【新】

## 5 働く人応援プログラム

人口減少や高齢化が一層進む中、生産年齢人口の減少に対応し、本県の経済を維持・発展させていくためには、企業が求める人材の還流と定着を進めるとともに、性別や年齢にかかわらず誰もが能力を十分に発揮できる多様で柔軟な働きやすい環境づくりに取り組む必要があります。

### 主な生き生き指標例

- 県内大学新卒者の県内就職率
- 本県出身の県外大学新卒者のUターン就職率【新】
- 1人当たり年間総実労働時間
- 女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合
- 県内大学留学生の県内就職率【新】

### 主な施策例

- 若者の県内定着を進める就職支援
- 県内企業の発展を担う人材の還流・定着の支援
- 意欲や能力に応じて活躍できる働き方の推進【新】
- 男女の均等な雇用機会等の確保と女性の活躍推進
- 外国人材の活躍支援【新】

## 重点戦略Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造

### 1 保健・医療・福祉充実プログラム

人口減少と高齢化が同時に進行する中であっても、社会経済の活力を維持し、保健・医療・福祉が連携を取りながら、質の高いサービスを地域において切れ目なく提供するための体制を確立する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の経験を生かし、未知の感染症の世界的大流行へ備えることが必要です。

#### 主な生き生き指標例

- 県内の医師不足地域の医療機関に勤務する地域卒卒業医師数【新】
- 病床機能のうち回復期機能の充足率【新】
- 成人の喫煙率
- 糖尿病性腎症による新規透析導入患者数【新】
- 福祉人材センターが関わった介護施設等への就職者数
- 感染症に関する訓練・研修会への参加人数【新】
- 子宮頸がんの予防法について正しく知っている者の割合【新】

#### 主な施策例

- 地域医療を支える医療従事者の確保・育成
- 地域における医療提供体制の整備
- 心と体の健康づくりの推進
- 福祉・介護の人材確保とサービスの質の向上
- 感染症対策の推進

### 2 結婚・妊娠・出産応援プログラム

合計特殊出生率が伸び悩み、出生数の減少に歯止めがかからない中、結婚しない理由として、「適当な相手に出会わないため」が最も多いことや、理想の子ども数と予定する子ども数には差が生じていることなどから、出会い、結婚、妊娠・出産へのさらなる支援に総合的に取り組む必要があります。

#### 主な生き生き指標例

- 合計特殊出生率
- おかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数
- 妊娠・出産について満足している者の割合
- 妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合

#### 主な施策例

- 社会全体で結婚、妊娠・出産を応援する気運の醸成
- 若い世代の結婚の希望をかなえる環境の整備
- 切れ目ない母子保健等の推進

### 3 子育て支援充実プログラム

核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化、子どもの貧困や虐待など、子どもや子育てを取り巻く環境において、子育てに対する不安や負担感、孤立感を解消し安心して子どもを育てることができるようにする必要があります。

#### 主な生き生き指標例

- 放課後児童クラブ実施箇所数
- 保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数【新】
- おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数【新】

#### 主な施策例

- 地域ぐるみの子育て支援
- 乳幼児期における教育・保育の充実【新】
- 社会全体で子育てを応援する気運の醸成

### 4 防災対策強化プログラム

平成 30 年 7 月豪雨災害を経験し、県民の自助・共助の重要性が再認識される中、南海トラフ地震や頻発化・激甚化する風水害などに備え、県民の防災意識をさらに高め、市町村、自主防災組織等と連携して、地域防災力の充実強化を図る必要があります。さらに、発災後には、被災者が一日も早く日常を取り戻せるよう、多様な主体と連携しながら、早期の復旧・復興を図る必要があります。

#### 主な生き生き指標例

- ハザードマップの確認を行っている県民の割合【新】
- 自主防災組織率
- 県内外の被災地に派遣できる「チームおかやま」の数【新】
- スマホアプリ等を通じて防災に関する知識や情報を入手する県民の割合【新】
- 特に重要な緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率【新】
- 河道内整備の実施延長【新】

#### 主な施策例

- 自らの命は自らが守る取組の促進
- 互いに助け合う地域の防災力の充実強化【新】
- 県民の命を守る災害対応力の充実強化
- 迅速な避難等につながる防災情報基盤の強化及び災害時の体制強化
- 防災施設整備や公共施設等の耐震化の推進



## 5 暮らしの安全推進プログラム

特殊詐欺の悪質・巧妙化、高齢者人口の増加、地域ぐるみの見守り活動の担い手不足など、治安を取り巻く状況が変化中、県民一人ひとりの防犯意識の向上や、新たな犯罪への対応等を通じて、治安の改善を着実に進める必要があります。

### 主な生き生き指標例

- 刑法犯認知件数
- 重要犯罪検挙率
- 人身交通事故件数

### 主な施策例

- 犯罪抑止対策の推進
- 捜査の高度化・科学化等の推進による犯罪の徹底検挙
- 交通事故防止対策の推進

## 6 持続可能な中山間地域等形成プログラム

人口減少や高齢化の進行により、生活サービス産業や公共交通の撤退、住民組織の担い手の不足、荒廃農地の増加など、地域社会の活力が失われつつある中、複数の集落が連携した集落機能の維持や、地域内外の多様な主体の協力のもと、地域住民が互いに支え合う仕組みづくりの推進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を契機として働き方の変化が進む中、地方移住への機運の高まりや、距離を越えて人や組織等をつなげるデジタル技術の活用拡大も踏まえ、県外から人を呼び込む取組を強化する必要があります。

### 主な生き生き指標例

- 社会増減数（外国人を含む）【新】
- 小さな拠点の形成数【新】
- 地域運営組織の数【新】
- 地域おこし協力隊の新規着任数【新】
- 移住相談件数【新】
- 農家民宿延べ宿泊者数【新】

### 主な施策例

- 生き生き拠点（小さな拠点）の形成促進
- 集落機能の維持・強化
- 多様な主体の活躍による持続可能な中山間地域等の形成促進【新】
- 移住・定住の促進
- 農山漁村の振興

## 7 快適な環境保全プログラム

温室効果ガス削減に向けたさらなる取組、海ごみや食品ロスなど新しい課題に対応した循環型社会形成等の推進、水、大気、土壌などの環境基準の達成など、あらゆる主体との連携により環境保全を進めていく必要があります。

### 主な生き生き指標例

- 微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率
- 少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの割合及び面積【新】
- 電気自動車等の普及台数

### 主な施策例

- 水、大気、土壌などの保全対策の推進
- 花粉の飛散の低減に向けた取組の加速
- 温室効果ガスの削減に向けた取組等の推進【新】

## 8 生きがい・元気づくり支援プログラム

市町村、関係団体、地域住民等と連携し、広く県民が、文化やスポーツに親しみ、実践することができるような環境づくりを進めることにより、地域の一体感や活力を醸成する地域づくりに取り組む必要があります。また、高齢者や外国人をはじめすべての県民が元気に活動できる地域を実現する必要があります。

### 主な生き生き指標例

- おかやま県民文化祭の主催・参加プログラム件数【新】
- トップクラブチームのホームゲームにおける観客動員数【新】
- 国民体育大会における男女総合成績（天皇杯）順位【新】

### 主な施策例

- 文化とスポーツの力を活用した地域の活性化
- トップアスリートの育成・強化等の推進【新】

## 9 情報発信力強化プログラム

さまざまなメディア（媒体）を通じて発信される多くの情報の中にあっても、本県の魅力がしっかりと受け手に届く情報発信を行うとともに、インバウンド拡大等に向けて、海外への魅力発信を強化する必要があります。

### 主な生き活き指標例

- 全国における本県の魅力度【新】
- PR動画再生回数（国内向け・海外向け）【新】
- 首都圏等でのテレビ露出にかかる広告換算額【新】
- 県公式SNS閲覧登録者数【新】

### 主な施策例

- 強みを生かしたイメージアップ戦略の推進
- 首都圏アンテナショップを拠点とした岡山の魅力発信
- 海外に向けた魅力発信の強化
- SNS等による魅力発信の推進【新】

**第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称） 主なポイント****【学ぶ力育成プログラム】**

- 1 学力向上の原動力となる「夢や目標」を育む教育を推進するため、プログラム名を「学力向上」から「学ぶ力育成」へ変更し、指標についても、「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」を1番目に据える。
- 2 全国学力調査については、公表が整数値となり、複数の都道府県の順位が横並びになっていることから、「全国順位」から「平均正答率の差」に変更した上で、学力向上に引き続き取り組む。
- 3 インターンシップ等を体験した高校生の割合を新たに指標として設定し、キャリア教育を推進する。

**【徳育・体育推進プログラム】**

- 1 精神面と併せて身体面の充実も重要であることから、プログラム名を「徳育推進」から「徳育・体育推進」に変更する。
- 2 指標について、「地域や社会のために何をすべきか考えることがある児童生徒の割合」や「運動やスポーツが好きな児童生徒の割合」を新たに設定する。

**【グローバル人材育成プログラム】**

- 1 指標について、海外姉妹校提携の取組が進んだことから、「海外姉妹校提携数」から「海外留学者数」に、「国際科学コンテストへの参加者数」は、幅を広げ、「全国規模の理数・情報・政策提案などのコンテストへの参加高校生」に変更する。
- 2 「Society5.0に向けた人材の育成」を、新たな施策として設定する。

第 3 次岡山県教育振興基本計画（仮称）

骨子案

令和 2（2020）年 8 月

岡山県教育委員会

## 目 次

第1章 第3次岡山県教育振興基本計画の策定に当たって	1
1 策定の趣旨	
2 育みたい資質能力	
3 基本目標	
4 計画期間	
第2章 本県教育の現状と課題	2
1 社会情勢の変化	
2 2次計画に基づく取組の成果と課題	
第3章 計画期間に取り組む施策の基本的方向	4
1 魅力ある学校づくりの推進	
2 学びのチャレンジ精神の育成	
3 家庭・地域の教育力の向上	
4 規範意識と思いやりの心、健やかな体の育成	
5 生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興	
第4章 計画の実現に向けて	18
1 県民、ボランティア・NPO、企業等との協働	
2 関係部局、関係機関との連携・協力	
3 市町村との連携と学校への支援	
4 進捗状況の点検と計画の見直し	

## 第 1 章 第 3 次岡山県教育振興基本計画の策定に当たって

### 1 策定の趣旨

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく「第2次岡山県教育振興基本計画」の計画期間が令和2（2020）年度で終了することから、「第3次岡山県教育振興基本計画（仮称）」を策定します。

本計画の策定に当たっては、岡山県教育大綱を踏まえるとともに、第2次岡山県教育振興基本計画をベースとして、社会情勢の変化、これまでの取組の成果と課題に鑑み、本年度策定する「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称）」等に基づき、生涯を通じて学びを継続できるよう、学校教育や社会教育、文化、スポーツなどの教育分野全般にわたっての具体的な取組や目標とする指標を明らかにすることで、学校や家庭、地域、市町村と取組の方向を共有し、相互連携の下、教育県岡山の復活に向け、着実に施策を推進します。

### 2 育みたい資質能力

本県教育に課せられた使命は、学力や問題行動等の課題を克服し、子どもたちが自らの進路を切り拓く力を確実に身に付けさせるとともに、郷土岡山を愛し、より良い社会づくりに積極的に貢献する人間に育てることです。そのため、子どもたちの学びの原動力である夢や目標を育む「夢育」を進め、夢や目標を土台として、学力や体力、規範意識や人間関係構築力を身に付けさせることが重要です。こうしたことを踏まえ、子どもたちに育みたい資質能力として次の3点を掲げ、施策を推進します。

自立

共生

郷土岡山を大切に<sup>ひら</sup>する心

### 3 基本目標

子どもたちに育みたい資質能力を踏まえ、次のとおり本県教育の基本目標を掲げ、目標の実現に向けて取組を進めます。

「心豊かに、たくましく、未来を拓く」人材の育成

### 4 計画期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間とします。

## 第 2 章 本県教育の現状と課題

### 1 社会情勢の変化

#### (1) 人口減少社会・人生100年時代の到来

- 人口減少、経済・産業活動の縮小による税収の減少と社会保障関係費の増加
- 地域コミュニティの弱体化や世帯構造の変化による相談体制の希薄化
- 定年退職後の別の仕事への従事や生涯を通じた学びの継続、地域・社会の課題解決のための活動の一般化
- 経験したことのない課題が現れる中でも、他者と協働しながら、納得解を見つけ出し、その実現に向けて努力できる人材の育成が必要

#### (2) Society5.0の到来

- IoTやAIなどの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会や生活が劇的に変わるSociety5.0の到来
- AI・ロボット等へ代替可能な労働の増大と新たに必要とされる職種の発生による雇用形態や労働市場の変容
- STEAM教育やEdtechといった教育方法の変化の発生
- ICTを主体的に使いこなす力だけでなく、AIにはない人間の強みである表現力や創造力を発揮しながら、新しい価値を創造できる人材の育成が必要

#### (3) グローバル化の進展

- 地球規模の人類共通の課題の増大とSDGsの達成に向けた取組の推進、ポストコロナの展望と地方創生の進展
- 人材の流動化、人材獲得競争等グローバル競争の激化と雇用形態や労働市場の変容
- 言語や文化が異なり、多様な価値観を持つ人々ともコミュニケーションを図りながら、柔軟に対応できる人材の育成が必要

#### (4) 子どもたちを取り巻く状況の変化

- グローバル化の進展、AIの進化など、将来の予測が困難な時代の到来に向け、「社会に開かれた教育課程」という理念のもと「どのように学ぶか」、「何ができるようになるか」といった視点を踏まえた新学習指導要領が小・中・高等学校で順次実施
- スマホ等の利用時間の増加や、自然や文化芸術等の体験活動の減少、障害のある児童生徒に対する多様な教育的ニーズの発生
- 学力向上や問題行動等への対応などの取組を推進しているが、依然として課題



## 2 2次計画に基づく取組の成果と課題

2次計画では、「心豊かに、たくましく、未来を拓く」人材の育成を基本目標に、5つの教育施策の基本的方向のもと、26の施策を体系化して取り組んできました。

計画の進捗状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に基づく事務の点検・評価を活用し、毎年度、教育に関し学識経験を有する方々の意見を聞くなどして評価を行い、その結果を議会に提出するとともにホームページで公表しており、2次計画に基づく取組の成果と課題を踏まえて本計画を策定いたします。

## 第3章 計画期間に取り組む施策の基本的方向

人生100年時代を見据え、年代や学習の場について、より多様で複線的な視点から生涯を通じて学びを継続できるよう、学校・家庭・地域（企業等含む）が複層的に連携しながら教育活動を進めます。特に、学校教育においては、予測困難な新しい時代に必要とされる資質・能力の育成に向け、新学習指導要領が順次実施されており、次代を担う人材を育成していくという目標を、学校と社会が共有し、連携・協働しながら子どもたちに必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

### 1 魅力ある学校づくりの推進

#### (1) 子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備

##### 《施策の方向》

子どもたちが落ち着いた授業環境で意欲的に学ぶことができるよう、学習意欲や学級集団の意識を高める取組の推進、学び合う集団の育成、学習の基盤となる授業規律の確保に努めるとともに、生徒指導対応等のための教員や支援員などの効果的な配置・活用等を図ります。これらにより、授業エスケープや学級がうまく機能しない状況、いわゆる学級崩壊を生まない学級づくり、魅力ある学校づくりを推進します。

##### 《主な取組例》

- ・ 授業規律の確立
- ・ 落ち着いた学習環境づくりへの支援【新】

##### 《指標例》

- ・ 公立小・中学校における学級がうまく機能しない状況が発生している学級数
- ・ 公立小・中学校における授業エスケープをしている児童生徒がいる学校数

#### (2) 不登校を生まない学校づくりの推進

##### 《施策の方向》

長期欠席・不登校対策スタンダードに基づく、不登校対策担当教員を中心とした学校の組織的な対応、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家の活用や関係機関との連携を推進し、子どもたちの個々の状況に応じた学習支援や生活支援を徹底することで、誰もが安心して通える、長期欠席・不登校等を生まない魅力ある学校づくりを推進します。

##### 《主な取組例》

- ・ 学校の組織的対応力の向上
- ・ 専門家の活用及び学校・家庭・関係機関等との連携の促進

##### 《指標例》

- ・ 小・中・高等学校における不登校の出現割合の全国平均との差【新】

**(3) 教師の教える技術の向上と魅力ある人材の確保****《施策の方向》**

子どもたち一人ひとりの状況を的確に把握し、習熟度別指導など個に応じたきめ細かい指導や、探究的な学びを充実します。また、校長の学校経営を支援し、学力向上等に向けた学校の組織的な対応力の向上を図るとともに、「教える技術（授業力）」が高く、新たな教育課題に対応できる、不断に学び合う教員を養成します。

また、教職員の長時間勤務の改善のため学校現場の働き方改革を推進し、生み出した時間で多様な経験を積むことで、教育の効果を高めるとともに、職場における教職員の安全の確保及び健康の保持増進、働きやすい職場環境づくり等の取組の充実を図ります。

さらに、教職員には、強い使命感や社会性、実践的指導力など、さまざまな教育課題に適切に対処できる資質や能力が求められるため、人間性豊かで自身が夢や目標を持ち、学び続ける魅力ある人材の確保や、採用後研修の充実、適切な人事管理等を行います。

**《主な取組例》**

- ・ 学力状況の把握
- ・ 学校経営の支援【新】
- ・ 「教える技術（授業力）」の向上
- ・ 働き方改革の推進【新】
- ・ 教職員の健康管理
- ・ 魅力ある人材の確保等

**《指標例》**

- ・ 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差（整数値比較）【新】

**(4) 就学前教育の質の向上****《施策の方向》**

幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員研修の充実や市町村への支援等により、生涯にわたる人格形成の基礎を担う就学前教育の質の向上を図ることで、就学前の子どもの生活習慣等の確立や、今後の発達段階において必要となる、学びに向かう力や人間性など非認知能力の涵養を図ります。

また、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及を促すことで、就学前教育と保育を総合的に提供し、就学前教育の選択の幅を広げます。

**《主な取組例》**

- ・ 教職員等の資質能力の向上
- ・ 小学校教育への円滑な接続
- ・ 認定こども園の普及

**《指標例》**

- ・ (就学前教育スーパーバイザーを派遣した) 就学前教育に関する研修への延べ参加人数【新】

**(5) 活力ある小・中学校づくり****《施策の方向》**

地域との協働関係を生かし、地域の実情を踏まえた魅力あるカリキュラムの導入等について支援を行います。また、設置者である市町村が学校の適正規模化や学校種間の連携の在り方等を検討するに当たって、ニーズや実情を踏まえた指導・助言を行うとともに、学校統合を行う場合、小規模校を存続させる場合、各々について支援を行います。

**《主な取組例》**

- ・ 地域の実情を踏まえた活力ある学校づくり
- ・ 小規模小・中学校への支援
- ・ 学校の再編を検討・実施する市町村への支援

**(6) 高等学校段階における教育の充実****《施策の方向》**

生徒数の減少が進む中、学習環境の維持や向上を行い、学校の活力を高めていくことができるよう、県立高等学校の魅力化・活性化に取り組みながら再編整備に向けた検討を行います。県立高等学校の教育体制を整備するに当たっては、時代の変化に対応した新しい教育内容の研究や学校 I C T 環境をはじめとした施設・設備の整備を進め、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、地域や地元自治体・大学等との連携・協働を推進することで、時代の変化に対応した人材育成に資する、魅力ある高等学校づくりを推進します。

**《主な取組例》**

- ・ 県立高等学校の教育体制整備
- ・ 魅力ある高等学校づくりの推進

**《指標例》**

- ・ 高校生活に満足している生徒の割合（県立高校生）

**(7) 特別支援教育の推進****《施策の方向》**

特別支援学校においては、複数の障害種に対応した適切な教育ができる体制の整備や子どもたちへの適切な指導・支援の充実を図るほか、高等部における就労支援の充実や域内の特別支援教育を支えるセンター的機能の充実を図ります。

また、小・中・高等学校等においては、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりや学級づくり、ICTの効果的な活用などを通じ、発達障害を含めた特別な支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実や教員の指導力の向上を図り、子どもたちが達成感や自己肯定感を持ち、学習意欲を高めるとともに、就学前から卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関と連携体制の整備を図ります。

今後、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の理念に基づきながら、取組の充実を図ります。

**《主な取組例》**

- ・ 特別支援学校の教育の充実
- ・ 小・中・高等学校等における特別支援教育の充実
- ・ インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の充実

**《指標例》**

- ・ 居住地校交流を実施した児童の割合（小学部）【新】

**(8) 特色ある私立学校教育の支援****《施策の方向》**

それぞれ独自の建学の精神と教育方針のもとに特色ある教育を行っている私立学校は公教育の重要な一翼を担っており、私立学校の教育条件の維持や向上、修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性の向上のため、私学助成などの支援を行います。

**《主な取組例》**

- ・ 特色ある私立学校教育の支援

**(9) 大学等との連携****《施策の方向》**

専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関や企業、公益法人やNPOなど民間団体等と連携を図り、学校や地域における子どもたちの学習活動の充実に努めます。

**《主な取組例》**

- ・ 大学等との連携
- ・ 企業等との連携

**《指標例》**

- ・ おかやま子ども応援人材バンクの活用数

**(10) 子どもたちの安全の確保****《施策の方向》**

事故の要因となる学校環境や子どもたちの学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができる体制を確立して、子どもたちの安全の確保に向けた取組を推進します。

また、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成につながる安全教育の充実に努めます。

**《主な取組例》**

- ・ 生活安全の推進【新】
- ・ 交通安全の推進【新】
- ・ 防災安全の推進【新】

**《指標例》**

- ・ 防災の基礎学習を実施している学校の割合【新】

## 2 学びのチャレンジ精神の育成

## (1) 夢や目標を育む教育やキャリア教育、職業教育の推進

## 《施策の方向》

子どもたちの学びを進めるにあたり、全ての学びの原動力となる夢や目標を持たせていくため、夢を育みながら、その実現の道筋や方法を考えさせ、さらには夢に向かって挑戦させる教育である「夢育」を、学校教育や社会教育、家庭教育など様々な学びの機会を通じて推進します。

また、子どもたちが、社会の中で自分の役割を果たしつつ自分らしい生き方を実現できるよう、望ましい勤労観や職業観の育成に向け、学校・家庭・地域・企業等が連携したキャリア教育を推進します。

さらに、職場体験活動やインターンシップ及び専門高校における職業教育の充実に向け、企業等に対して教育活動への積極的な協力や参画を促します。

## 《主な取組例》

- ・夢や目標を育む教育の推進【新】
- ・キャリア教育の推進
- ・職業教育の推進

## 《指標例》

- ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合
- ・インターンシップや企業訪問等を体験した高校生（公立全日制）の割合
- ・職業教育技術顕彰被顕彰者の割合

## (2) 子どもたちの学力が伸びる仕組みづくり

## 《施策の方向》

小学校や中学校において、家庭学習指導の充実や、放課後等の補充学習支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大により加速化が進んだICTの活用促進や、子どもたちが学びに挑戦できる場の創出により、学校規模や地理的要因にかかわらず、子どもたちが様々な体験や交流を通して、意欲的に学習に取り組める仕組みづくりを進めます。こうした取組により、基礎学力や学習習慣の定着、子どもの自ら学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起を図ります。

また、高等学校では、ICTの活用による習熟度に応じた授業や、授業時間外の学習機会の充実を図るとともに、教科横断的な視点に立った学校全体の取組により、知識・技能のみならず、思考力・判断力を持ち、学びに向かう姿勢を持った人材を育成します。

## 《主な取組例》

- ・家庭学習指導の充実【新】
- ・補充学習への支援
- ・ICTの利活用
- ・高等学校における学力の向上【新】

## 《指標例》

- ・授業以外で平日に1時間以上学習する児童生徒の割合
- ・学校の授業以外で、平日に「全く又はほとんど学習しない」高校3年生の割合

**(3) 国際的に活躍できる人材の育成****《施策の方向》**

グローバル人材の育成の基盤となる語学力、コミュニケーション能力、優れた国際感覚、異文化を理解する精神等を身につけた人材の育成を目指し、子どもたちが英語に触れる機会の増加、海外姉妹校提携も活用した高校生の海外留学や国際交流の促進及び英語教育の充実による英語活用力の向上を図るとともに、地域を学ぶ機会や伝統文化・芸能に親しむ機会を充実することで、我が国や郷土の伝統・文化を深く理解し、その継承・発展に努め、世界に発信する姿勢を育みます。

**《主な取組例》**

- ・ 児童生徒の英語力の向上
- ・ 海外留学や国際交流の促進【新】
- ・ 我が国や郷土の伝統・文化を理解する教育の推進

**《指標例》**

- ・ 高等学校 3 年生で英検準 2 級程度以上の英語力を有する生徒の割合
- ・ 県立高校生の海外留学者数【新】
- ・ インターネットを介して海外の学校や大学等と直接交流をしている県立高校の数【新】

**(4) Society5.0に向けた人材の育成****《施策の方向》**

A I やデータを理解し、使いこなす力を身に付けるとともに、A I にはない人間の強みを生かして、他者と協働しながら新しい価値を創造する人材の育成に向け、S T E A M 教育やデータサイエンス、プログラミング教育、課題解決的な学習の充実を図るなど、子どもたちの優れた能力、才能、個性を伸ばす教育を推進します。

**《主な取組例》**

- ・ 科学技術教育の推進
- ・ Society5.0時代に対応した教育の推進【新】
- ・ 問題発見・解決的な学習活動の充実【新】

**《指標例》**

- ・ 全国規模の理数・情報・政策提案等のコンテストへの県立高校生の参加者数【新】



### 3 家庭・地域の教育力の向上

#### (1) 家庭・地域の教育力の向上による、子どもたちの生活習慣・学習習慣の定着

##### 《施策の方向》

関係各機関の緊密な連携により、保護者等に対して家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供を行うとともに、家庭訪問等による相談体制の充実に努め、企業等とも連携し、地域ぐるみで全ての教育の出発点である家庭の教育力を高めることで、子どもたちがよりよい社会生活を営む基盤となる夢や目標を持ち、規則正しい生活習慣や学習習慣を身に付けられるよう推進します。

また、社会教育関係団体活動の促進により、学校教育との連携や家庭教育の向上を図ります。

##### 《主な取組例》

- ・保護者への家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供
- ・家庭教育に関する相談体制の充実

##### 《指標例》

- ・家庭教育企業出前講座実施数（累計）【新】

#### (2) 地域住民の参画による学校運営協議会・地域学校協働活動の取組の推進

##### 《施策の方向》

地域住民の参画による学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動の効果的な推進により、地域ぐるみで子どもを健やかに育み、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。

また、地域と学校でビジョンを共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

##### 《主な取組例》

- ・地域と学校の協働の推進

##### 《指標例》

- ・地域学校協働活動推進員を委嘱している市町村数【新】

## 4 規範意識と思いやりの心、健やかな体の育成

### (1) 道徳教育を核とした規範意識の確立

#### 《施策の方向》

子どもたちの規範意識や人間関係構築力、自尊感情を高め、豊かな情操を育むため、道徳教育を核として、学校の教育活動全体を通じたさまざまな体験活動等を行うとともに、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。さらに、道徳の教科化に対応し、指導方法や指導体制等に関する実践的な研究を通して道徳の授業改善を進め、その成果の普及に努めます。

#### 《主な取組例》

- ・道徳教育の充実
- ・体験活動の推進

#### 《指標例》

- ・「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合

### (2) いじめや暴力行為等への対策の推進

#### 《施策の方向》

いじめや暴力行為等の問題行動への対策として、関係機関と連携した取組を進めるとともに、生徒指導対応等のための教員や支援員などの効果的な配置・活用等により、落ち着いた学習環境を確保し、新たな問題行動を生まない魅力ある学校づくりを推進します。また、問題行動を初期段階で確実に捉え、解決に向けた取組を徹底できるよう、学校における生徒指導体制の確立等により、組織的対応を充実させます。さらに、子どもの家庭環境等を踏まえ、就学前からの早期対応を行います。

その他、問題行動や非行に対しては関係機関が連携して適切に対処し、学校が警察と協働で実施する非行防止教室を中心とした「心（社会道徳や規範）と命（生命の大切さ）の教育活動」などを通じて、規範意識の向上に努めます。また、警察本部に設置した学校警察連絡室を核として、警察と学校が連携した少年非行情勢の改善を図ります。

#### 《主な取組例》

- ・学校の組織的取組の充実
- ・関係機関との連携

#### 《指標例》

- ・小・中・高等学校における暴力行為の発生割合

**(3) スマホ・ネット等青少年を取り巻く問題への対応****《施策の方向》**

青少年を良好な生活環境の下で育むため、スマホ・ネット問題対策の推進や関係事業者への立入調査等を実施するとともに、地域住民や関係機関・団体が一体となった、県民総ぐるみの運動を展開し、青少年の健全育成や非行防止を図ります。

特に、スマホ・ネット問題について、情報モラル教育を充実するとともに、スマホ等の使用時間の制限など利用に関する適切なルールづくりやフィルタリング機能の活用についての児童生徒の主体的な取組の促進、家庭・地域等への啓発を行うなど、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化します。

**《主な取組例》**

- ・スマホ・ネット対策の推進
- ・青少年の健全育成等の推進

**《指標例》**

- ・スマートフォン等の利用に関して「家庭のルールがある」と回答した児童生徒の割合【新】

**(4) 郷土愛の醸成****《施策の方向》**

自然、歴史・伝統、民俗・文化、人物など地域の特性に根ざした学習を学校の教育活動全体を通じて行うとともに、文化・スポーツ等の体験活動を通して、子どもたちが生まれ育った地域への理解を深めることにより、郷土愛の醸成を図り、郷土岡山の活力を生み出す人材の育成につなげます。

**《主な取組例》**

- ・地域への理解を深める教育の推進

**《指標例》**

- ・「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した生徒の割合（県立高校生）
- ・「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒の割合（小学校6年生・中学校3年生）

**(5) より良い社会づくりに参画する人材の育成****《施策の方向》**

地域社会と連携の下、学校におけるボランティア教育や主権者教育、消費者教育を推進するとともに、子どもたちの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進し、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して、社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材の育成を図ります。

**《主な取組例》**

- ・ ボランティア教育の推進
- ・ 主権者教育・消費者教育の推進
- ・ 子どもたちが地域で活躍する場の創出【新】

**《指標例》**

- ・ 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した生徒の割合（県立高校生）
- ・ 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合（小学校6年生・中学校3年生）【新】

**(6) 子どもたちの体力の向上****《施策の方向》**

子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するため、学校での体育の充実を図り、子どもたちの体力向上への意欲を高めるとともに、一人ひとりの実態に応じた体力づくりに取り組み、子どもたちの体力・運動能力の向上を図ります。

また、適切な運動部活動が展開されるよう取り組むとともに、スポーツ・武道を通じて、規範意識や豊かなコミュニケーション能力、人間関係を築く力を醸成します。

**《主な取組例》**

- ・ 学校体育の充実
- ・ 体力・運動習慣づくりの推進【新】
- ・ スポーツを通じた規範意識の向上等

**《指標例》**

- ・ 「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合【新】

**(7) 子どもたちの健康の保持増進****《施策の方向》**

子どもたちが健康な生活を送るために必要な力を身に付けることができるよう、がん教育、薬物乱用防止教育など健康教育を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携による食育を推進し、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが望ましい生活習慣を身につけ、生涯にわたりたくましく生きるための健康づくりを進めます。

**《主な取組例》**

- ・健康教育の推進【新】
- ・食育の推進【新】

**《指標例》**

- ・「毎朝朝食を食べることは大切だ」と回答した児童生徒の割合【新】

**(8) 人権教育の推進****《施策の方向》**

すべての人の人権が尊重される「共生社会おかやま」の実現を目指し、学校・家庭・地域の連携の下、指導者の育成や学習に役立つ資料の作成など、人権教育を推進するための環境づくりに取り組みます。また、児童虐待やLGBTに対する偏見・差別などの社会的な課題も踏まえ、人権に関する知的理解と人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度を向上させ、実践行動につなげる取組を進め、人権教育の充実を図ります。

**《主な取組例》**

- ・学校教育における人権教育の推進
- ・家庭・地域における人権教育の推進

**《指標例》**

- ・地域において人権教育・啓発を推進するために養成する指導者の数（累計）

## 5 生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興

## (1) 生涯学習活動の推進

## 《施策の方向》

県民一人ひとりが、生涯にわたって夢や目標を持ち、自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組むことができるよう、多様な学習機会や情報の提供などの充実を図ります。

さらに、学びを生かした地域活動への参画を通して、より良い地域社会を形成し、郷土岡山の発展を支えられるよう、学習成果の活用に向けた取組の充実を図ります。

また、県生涯学習センターを中心に、公民館やNPOなど、多様な主体との連携・協働を進めるとともに、県立図書館と市町村立図書館のネットワークの充実等を図ることにより、生涯学習活動を支援する環境づくりを推進します。

## 《主な取組例》

- ・ 学習成果の活用とより良い地域社会の形成
- ・ 生涯学習活動を支援する環境づくり

## 《指標例》

- ・ 生涯学習大学の連携機関数【新】

## (2) 文化創造活動の振興と文化財の保存・活用

## 《施策の方向》

県立美術館や天神山文化プラザ等の文化施設の利用促進や充実を図るとともに、文化団体等の活動を支援し、県民の文化創造活動の振興を図ります。

市町村、関係団体、地域住民等と連携し、地域固有の文化資源を生かした活動や新たな創造活動の活性化を図り、文化を核とした、楽しみ、感動できる環境づくりを推進するとともに、将来の地域文化の担い手の育成や若手芸術家の支援を行います。

また、子どもたちをはじめ、より多くの県民が郷土の文化遺産に触れ、学び、親しむことができる機会の充実に努め、その着実な保存・継承と積極的な活用を図ります。

## 《主な取組例》

- ・ 文化に親しむ環境づくり
- ・ 文化の力による地域づくりや担い手の育成
- ・ 文化財の保存・活用
- ・ 県立博物館の機能充実等

## 《指標例》

- ・ 県文化施設を活用した学校数
- ・ 文化財保存活用地域計画作成着手市町村数【新】

**(3) 生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進****《施策の方向》**

すべての県民が、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参加することができるよう、県民の豊かなスポーツライフの構築と気軽にスポーツに親しむことができる機会の創出などに取り組みます。

また、地域資源を活用したスポーツ交流を促進することにより、スポーツによる地域づくりにつながるよう、スポーツを通じた地域の一体感や活力の醸成を図るとともに、地域スポーツ活動の指導者や未来に羽ばたくアスリートの育成・支援を行います。

**《主な取組例》**

- ・生涯スポーツの振興
- ・競技力の維持向上

**《指標例》**

- ・成人男女の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合

## 第 4 章 計画の実現に向けて

「第 3 次岡山県教育振興基本計画」に基づき、本県が目指す教育や施策の方向等の実現に向けては、次の事項に留意しながら、総合的かつ計画的な推進を図ります。

### 1 県民、ボランティア・NPO、企業等との協働

- 地域住民の参画
- 多様な主体と行政の基本目標等の共有及び取組の協働

### 2 関係部局、関係機関等との連携・協力

- 県関係機関、国、市町村との相互の連携・協力
- 関連部局との連携による、予算の確保と国に対する財政上の措置に関する働きかけ

### 3 市町村との連携と学校への支援

- 市町村との役割分担を踏まえた相互連携
- 学校に対する指導・助言や情報提供

### 4 進捗状況の点検と計画の見直し

- 各年度の「教育施策の概要（教育振興基本計画アクションプラン）（仮称）」の策定、公表による計画の着実な実施
- 「教育委員会事務の点検・評価に関する報告書」の作成・公表による計画の進捗状況の説明
- 教育を取り巻く状況の変化に応じた計画内容の適時・適切な見直し



## 第3次岡山県教育振興基本計画（仮称） 骨子案（生涯学習関係箇所抜粋）

資料6	計画期間に取り組む施策の基本的方向	《施策の方向》	《主な取組例》	《指標例》
8頁	1 魅力ある学校づくりの推進	(9) 大学等との連携 専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関や企業、公益法人やNPOなど民間団体等と連携を図り、学校や地域における子どもたちの学習活動の充実に努めます。	・大学等との連携 ・企業等との連携	・おかやま子ども応援人材バンクの活用数
9頁	2 学びのチャレンジ精神の育成	(1) 夢や目標を育む教育やキャリア教育、職業教育の推進 子どもたちの学びを進めるにあたり、全ての学びの原動力となる夢や目標を持たせていくため、夢を育みながら、その実現の道筋や方法を考えさせ、さらには夢に向かって挑戦させる教育である「夢育」を、学校教育や社会教育、家庭教育など様々な学びの機会を通じて推進します。 また、子どもたちが、社会の中で自分の役割を果たしつつ自分らしい生き方を実現できるよう、望ましい勤労観や職業観の育成に向け、学校・家庭・地域・企業等が連携したキャリア教育を推進します。 さらに、職場体験活動やインターンシップ及び専門高校における職業教育の充実に向け、企業等に対して教育活動への積極的な協力や参画を促します。	・夢や目標を育む教育の推進【新】 ・キャリア教育の推進 ・職業教育の推進	・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・インターンシップや企業訪問等を体験した高校生（公立全日制）の割合 ・職業教育技術顕彰被顕彰者の割合
11頁	3 家庭・地域の教育力の向上	(1) 家庭・地域の教育力の向上による、子どもたちの生活習慣・学習習慣の定着 関係各機関の緊密な連携により、保護者等に対して家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供を行うとともに、家庭訪問等による相談体制の充実に努め、企業等とも連携し、地域ぐるみで全ての教育の出発点である家庭の教育力を高めることで、子どもたちがよりよい社会生活を営む基盤となる夢や目標を持ち、規則正しい生活習慣や学習習慣を身に付けられるよう推進します。 また、社会教育関係団体活動の促進により、学校教育との連携や家庭教育の向上を図ります。	・保護者への家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供 ・家庭教育に関する相談体制の充実	・家庭教育企業出前講座実施数（累計）【新】
		(2) 地域住民の参画による学校運営協議会・地域学校協働活動の取組の推進 地域住民の参画による学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動の効果的な推進により、地域ぐるみで子どもを健やかに育み、学校・家庭・地域の教育力の向上を図ります。 また、地域と学校でビジョンを共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。	・地域と学校の協働の推進	・地域学校協働活動推進員を委嘱している市町村数【新】
13頁	4 規範意識と思いやりの心、健やかな体の育成	(3) スマホ・ネット等青少年を取り巻く問題への対応 青少年を良好な生活環境の下で育むため、スマホ・ネット問題対策の推進や関係事業者への立入調査等を実施するとともに、地域住民や関係機関・団体が一体となった、県民総ぐるみの運動を展開し、青少年の健全育成や非行防止を図ります。 特に、スマホ・ネット問題について、情報モラル教育を充実するとともに、スマホ等の使用時間の制限など利用に関する適切なルールづくりやフィルタリング機能の活用についての児童生徒の主体的な取組の促進、家庭・地域等への啓発を行うなど、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化します。	・スマホ・ネット対策の推進 ・青少年の健全育成等の推進	・スマートフォン等の利用に関して「家庭のルールがある」と回答した児童生徒の割合【新】
14頁		(5) より良い社会づくりに参画する人材の育成 地域社会と連携の下、学校におけるボランティア教育や主権者教育、消費者教育を推進するとともに、子どもたちの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進し、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して、社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材の育成を図ります。	・ボランティア教育の推進 ・主権者教育・消費者教育の推進 ・子どもたちが地域で活躍する場の創出【新】	・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した生徒の割合（県立高校生） ・「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合（小学校6年生・中学校3年生）【新】
16頁	5 生涯学習環境の整備と文化・スポーツの振興	(1) 生涯学習活動の推進 県民一人ひとりが、生涯にわたって夢や目標を持ち、自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組むことができるよう、多様な学習機会や情報の提供などの充実に努めます。 さらに、学びを生かした地域活動への参画を通して、より良い地域社会を形成し、郷土岡山の発展を支えられるよう、学習成果の活用に向けた取組の充実に努めます。 また、県生涯学習センターを中心に、公民館やNPOなど、多様な主体との連携・協働を進めるとともに、県立図書館と市町村立図書館のネットワークの充実等を図ることにより、生涯学習活動を支援する環境づくりを推進します。	・学習成果の活用とより良い地域社会の形成 ・生涯学習活動を支援する環境づくり	・生涯学習大学の連携機関数【新】

## 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
  - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
  - 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

## 岡山県生涯学習審議会条例

（設置）

- 第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定により、岡山県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

- 第3条 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

- 第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

- 第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

## 社会教育法（抜粋）

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### 岡山県社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期に関する条例（抜粋）

（委員の委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、岡山県教育委員会が委嘱する。

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、15名以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、岡山県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解嘱することができる。

附則 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### 岡山県社会教育委員の会議に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山県社会教育委員（以下「委員」という。）をもつて構成される岡山県社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議に、議長及び副議長各一名を置き、委員の互選により定める。

2 議長及び副議長の任期は、委員としての在任期間とする。

3 議長は、会議を主宰する。議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

第3条 会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（専門部会）

第4条 会議に、議長が指名する委員をもつて構成する専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会議から付託された事項の調査及び審議を行う。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選により定める。

4 部会長は、部会を招集し、主宰する。

5 部会長に事故のあるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（事務）

第5条 会議に関する事務は、教育庁生涯学習課においてつかさどる。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

## 岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議 議事運営等に関する申し合わせ事項

### 1 議事運営について

- (1) 会議は公開とする。ただし、会長が認めたときは非公開とすることができる。
- (2) 審議の経過及び結果の発表が必要な場合は、会長又は会長の指名する者が行う。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

### 2 議事要旨について

- (1) 議事要旨は公開とし、後日県のホームページに掲載する。

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議 会議傍聴要領

岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会議は、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の趣旨に則り公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会長が認めた場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

(1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。

(2) 会議室の状況により傍聴人数の定員を設定します。傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

なお、報道関係者で会長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

(1) 酒気を帯びていると認められる場合

(2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合

(3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 飲食すること。

(3) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。

(5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。

(6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。

(7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。